

ID: 3035

担当部署: 総務課

処分の概要	自己の用に供する火薬庫の例外許可		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第13条ただし書		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】	法第13条の規定による。 第13条 製造業者又は販売業者は、もつぱら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しなければならない。但し、土地の事情等のためやむを得ない場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日